

申請は令和2年7月15日(水)から令和3年2月28日(日)まで

子育て世帯の皆様へ

船橋市から給付金のお知らせです

船橋市では、経済的に厳しい子育て世帯（0歳から高校生等（※）のいる世帯）を支援するため、下記の対象世帯に臨時特別給付金を支給します。それぞれに要件があります。案内のチラシや申請書が必要な方は、ご連絡いただくか、市ホームページ（下記のコード）からダウンロードしてください。裏面に対象となる収入の目安を掲載しています。

（※）高校生等：平成14（2002）年4月2日以降に生まれた方、または一定の障害がある場合は20歳未満の方

国制度

ひとり親世帯

☎047-436-3316



市独自制度

経済的に厳しい子育て世帯

☎047-436-2568



	国制度 ひとり親世帯 ☎047-436-3316	市独自制度 経済的に厳しい子育て世帯 ☎047-436-2568
対象となる方	<p>【基本給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 ② 公的年金給付等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していない方 ③ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当受給世帯と同水準になっている方 <p>【追加給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 基本給付①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が大きく減少した方 	<ul style="list-style-type: none"> ① 就学援助制度の準要保護対象世帯（6月に認定資格がある方） ② 就学援助制度の対象世帯と同等の収入水準の世帯（6月中に住民基本台帳に記録されている方） ③ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入が就学援助制度の対象世帯と同水準になっている世帯（申請時点で住民基本台帳に記録されている方） ④ 生活保護受給世帯（6月分を受給している方） <p>※ひとり親世帯臨時特別給付金（左記）の支給対象世帯は除く ※高校生等には就学していない方、就職している方も含みます。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ①②③ 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ④ 1世帯5万円 	<ul style="list-style-type: none"> ①②③ 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ④ 1世帯8千円
支給時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 7月30日（木）予定 ②③④ 申請受付後3週間程度 	①②③④ 申請受付後3週間程度
申請	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請不要(対象者には7月14日に通知、児童扶養手当の口座に振込み) ②③④ 申請が必要 	①②③④ 申請が必要

	ひとり親世帯 ☎047-436-3316	経済的に厳しい子育て世帯 ☎047-436-2568																	
対象となる収入の目安	収入基準額（年額） ○ ひとり親の方の収入（※1）	収入基準額（年額）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>収入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>365 万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>412.5 万円未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>460 万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数	収入額	1人	365 万円未満	2人	412.5 万円未満	3人	460 万円未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>世帯構成(例)</th> <th>年間総収入額（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人</td> <td>父 (36歳) 母 (34歳)</td> <td>子 (10歳) 約405万円以下</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>父 (42歳) 母 (37歳)</td> <td>子 (13歳) (9歳) 約473万円以下</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	世帯構成(例)	年間総収入額（※2）	3人	父 (36歳) 母 (34歳)	子 (10歳) 約405万円以下	4人	父 (42歳) 母 (37歳)	子 (13歳) (9歳) 約473万円以下
	扶養人数	収入額																	
	1人	365 万円未満																	
2人	412.5 万円未満																		
3人	460 万円未満																		
世帯人数	世帯構成(例)	年間総収入額（※2）																	
3人	父 (36歳) 母 (34歳)	子 (10歳) 約405万円以下																	
4人	父 (42歳) 母 (37歳)	子 (13歳) (9歳) 約473万円以下																	
○ 同居の方の収入（※1）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>収入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>420 万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>467.5 万円未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>515 万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数	収入額	1人	420 万円未満	2人	467.5 万円未満	3人	515 万円未満	◎ 表の金額は家族の年齢や子ども的人数により異なります。 （※2）全員の合算、学生アルバイトは除く									
扶養人数	収入額																		
1人	420 万円未満																		
2人	467.5 万円未満																		
3人	515 万円未満																		
	（※1）ひとり親の方と同居の方をそれぞれ個別の収入で審査します																		
上表に記載されている「収入」は、社会保険料や税金等を控除する前の金額です。																			

上記の臨時特別給付金の対象となる収入の目安について、お電話でご確認いただけます。お問い合わせの際は、**お手元に源泉徴収票や収入証明書などの書類（ひとり親世帯は平成30年分、準要保護世帯等は令和元年分）をご用意の上、お問い合わせください。**

職員が世帯人数や年齢等の必要事項を伺い、折り返しお電話でご連絡いたします。

DVにより避難等している場合は、児童家庭課（☎047-436-3316）にご相談ください。